

飯塚市研究開発室使用料等助成要綱（平成18年飯塚市告示第123号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市研究開発室使用料等助成要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この告示は、独創的な技術等をもって新しい事業展開を図ろうとする者に研究開発施設の使用料等を助成することにより、良好な研究開発環境を提供し、もって本市における新産業の創出及び技術開発力の高度化を推進し、地域産業の振興を図ることを目的とし、<u>その助成に関しては、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</u> 第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに該当する者は、助成の対象としない。 (1)～(4) (略) (5) <u>既に当該助成を第4条第2項に規定する限度まで受けた者(会社組織の変更等を行った企業で、既に当該助成を第4条第2</u>	(目的) 第1条 この告示は、独創的な技術等をもって新しい事業展開を図ろうとする者に研究開発施設の使用料等を助成することにより、良好な研究開発環境を提供し、もって本市における新産業の創出及び技術開発力の高度化を推進し、地域産業の振興を図ることを目的とする。 第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。<u>ただし、既に当該助成を受けた者(会社組織の変更等を行った企業で、既に当該助成を受けた者を含む。)</u>及び過去に<u>飯塚市新産業創出支援センターに入居した者は、除くものとする。</u> (1)・(2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに該当する者は、助成の対象としない。 (1)～(4) (略)

項に規定する限度まで受けた者を含む。)

(助成の期間)

第4条 助成期間は、助成を決定した日から当該決定した日が属する年度の3月31日までとする。

2 助成期間の限度は、前項の規定による助成を始めて決定した日から2年とする。

(助成の額)

第5条 市長は、次の各号に定める額を、予算の範囲内で助成する。

(1) 使用料 1月当たり50,000円を限度として使用料の2分の1以内(共益費を含む使用料の1㎡当たりの単価が2,000円に満たない場合は、助成しない。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定にかかわらず、第3条第1号に規定する施設を複数の企業等で共同で使用する場合の使用料に対する助成の額は、市長が別に定める。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者は、飯塚市研究開発室使用料等助成申請書を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(助成の決定)

(助成の期間)

第4条 助成期間は、助成を決定した日から2年以内とする。

(助成の額)

第5条 市長は、次の各号に定める額を、予算の範囲内で助成する。

(1) 使用料 1月当たり50,000円を限度として使用料の2分の1以内(共益費を含む使用料の1㎡当たりの単価が2,000円に満たない場合は、助成しない。)

(2) (略)

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者は、飯塚市研究開発室使用料等助成申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、関係書類等により審査を行ない、助成を決定したときは、飯塚市研究開発室使用料等助成決定通知書により申請者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、助成決定額の範囲内で、概算払いにより助成金の全部又は一部を交付することができる。

(助成決定の取り消し)

第10条 (略)

(受給者の報告義務)

第11条 受給者は、次に掲げる日に研究開発の進捗状況等を市長に提出しなければならない。

(1) 助成期間の半数が経過した日

(2) 助成期間の末日

(実績報告)

第12条 受給者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 (略)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、関係書類等により審査を行ない、助成を決定したときは、飯塚市研究開発室使用料等助成決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成決定の取り消し)

第9条 (略)

(受給者の報告義務)

第10条 市長は、受給者に対して研究開発の進捗状況等報告を求めることができる。

(補則)

第11条 (略)

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示（以下「旧告示」という。）の規定に基づいて決定されている助成で、現に効力を有するものは、改正後の告示（以下「新告示」という。）の規定にかかわらず、その助成期間内に限り、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、令和8年度以降の助成を行うときは、旧告示の規定による助成を決定した日を、新告示第4条第2項に規定する助成を始めて決定した日とみなす。